○内閣府令第四十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「いう。」の下に「第百四十九条第一号イ及び」を加える。

第八条第十号ニ中「第七十条の二第三項に規定する」を削り、「電子申込型電子募集取扱業務」の下に「（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務をいう。第百四十九条第一号ハ及び第百五十条第一号ハにおいて同じ。）」を加える。

第百条第一項第二号中「イからニ」を「イからホ」に改める。

第百十条第一項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「こと」の下に「（書面又は情報通信を利用する方法により、当該顧客からあらかじめ当該内容を記載した書面の交付を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）」を加え、同条第六項中「第五号イ」の下に「及びロ」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第百二十三条第一項第二十二号中「第二百八十一条第十号」を「第二百七十五条第一項第二十四号及び第二十五号並びに第二百八十一条第十号」に改める。

第百四十八条各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「いう。」の下に「次条第一号イ、」を、「第百四十九条の二第一号イ」の下に「、第百五十条第一号イ」を加え、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第百四十九条第一号中「貸付けを除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「及び前条各号」を「、前条各号」に、「すべて」を「全て」に改め、「満たすもの」の下に「及び次に掲げる要件の全てを満たすもの」を加え、同号に次のように加える。

イ　証票等を提示し、又は通知した個人を相手方として金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為であって、当該個人が当該金融商品取引契約に基づく債務に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者（有価証券等管理業務又は特定有価証券等管理行為を行う者に限る。）に交付されること。

ロ　同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

ハ　当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

(1)　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第一項に規定するものを除く。）

(2)　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（法第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第二項に規定するものを除く。）

第百五十条第二号中「及び前条各号」を「、前条各号」に、「すべて」を「全て」に改め、「満たすもの」の下に「及び前号イからハまでに掲げる要件の全てを満たすもの」を加える。

第二百七十五条第一項第二十四号中「金融機関代理業」の下に「（再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を含む。次号及び第二十六号において同じ。）」を加え、同項第二十五号中「（金融機関代理業務」の下に「（再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を含む。以下この号、次号及び第二百八十一条第九号において同じ。）」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十六号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第六項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改め、同条第七項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第六項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改め、同条第七項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第四項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改め、同条第五項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改め、同条第五項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改める。